

募集住宅の優先取扱いについて

※現在、期限の定めがない公営住宅に入居されている方には、原則として下記の優先は適用されません。

募集住宅一覧表では「優先取扱」の欄に優先枠の設定状況を記載しています。

募集住宅一覧表に下記の優先取り扱い表示がある住宅については、それぞれの要件に該当する方のみ申し込むことができます。

(年齢は募集期間末日現在の満年齢)

1 若者世帯優先住宅について

世帯ごとに優先枠を設定します。

① 新婚・子育て世帯優先	<ul style="list-style-type: none">・合計年齢が 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦（扶養親族同居可）の世帯（内縁関係を含む）・合計年齢が 80 歳未満の婚約者（扶養親族同居可）の世帯（募集月の「募集住宅一覧表」に記載された入居期限までに入籍し住宅斡旋時に入居できることが必要です）・同居者に中学校を卒業するまでの子供がいる世帯
② 若年世帯優先	<ul style="list-style-type: none">・合計年齢が 80 歳未満の夫婦（扶養親族同居可）の世帯（内縁関係を含む）・合計年齢が 80 歳未満の婚約者（扶養親族同居可）の世帯（募集月の「募集住宅一覧表」に記載された入居期限までに入籍し住宅斡旋時に入居できることが必要です）
③ 母子・父子世帯優先	<ul style="list-style-type: none">・配偶者（婚約・内縁関係を含む）のいない方で、現に 20 歳未満の子を扶養している世帯 なお、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本、その他書類により母子または父子世帯であることを確認できること。
④ 多子世帯優先	<ul style="list-style-type: none">・18 歳未満の児童を 3 人以上扶養する世帯

(注 1) ①②の優先入居については、地域のコミュニティ活動に貢献していただく必要があります。

2 高齢者・障害者優先住宅について

高齢者世帯と障害者世帯を区別せず合わせて優先枠を設定します。

① 高齢者世帯優先	<ul style="list-style-type: none">・60 歳以上の方のみの世帯（単身者も含む）・いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯・60 歳以上の方（いずれか一方が 60 歳以上の夫婦を含む）と 18 歳未満の児童のみの世帯
-----------	--

②障害者世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～4 級の方がいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方がいる世帯 ・療育手帳「A」又は「B 1」判定の方がいる世帯 ・障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金の 1～2 級の障害のある方がいる世帯
--------------	--

3 特定世帯優先住宅について

各世帯を区別せず合わせて優先枠を設定します。

①戦傷病者世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方がいる世帯
②被爆者世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
③海外引揚者世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯
④中国残留邦人等世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯
⑤ハンセン病者世帯 優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑥DV 被害者世帯 優先	<p>配偶者暴力防止等法第 1 条第 2 項に規定する被害者（同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方を含む）で次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又同法第 5 条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ・配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方 <p>※ 一時保護については県立女性家庭センター等の証明が、裁判所の命令については同命令の写し等が必要</p>

⑦特定疾患傷病者世帯優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方で18歳以上であるものがある世帯 ・ その他これに類する方として知事が別に定めるものがある世帯
⑧犯罪被害者等世帯優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯
⑨阪神・淡路大震災被災者世帯優先	<p>次のいずれかに該当する阪神・淡路大震災の被災者世帯（注2を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた方又は移転が必要となった方 ・ 平成7年1月17日において阪神・淡路大震災に係る同法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた方のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出した方

(注2) 阪神・淡路大震災の被災者世帯について

震災時（平成7年1月17日）に下記市町に住んでおり、阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅に居住できなくなった方で、市町長等が発行する全壊（焼）または半壊（焼）のり災証明書（写）を提出できる世帯。

申込みは震災時の世帯主が原則です。震災時の世帯主以外の方が、結婚・離婚等により世帯を分離した場合は、阪神・淡路大震災の被災者世帯とは見なしません。

<p>《申込資格に該当する市・町》（平成7年1月時点）</p> <p>神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、（津）一宮町、五色町、東浦町、西淡町</p>
